

# 朝鮮時代における両班の郷村支配と郷約

李 成茂

韓国国史編纂委員会

朝鮮時代に地方を掌握していた両班らは、彼らの郷村支配を強固にするために、京在所（地方出身のソウル両班高官たちのソウル事務所）、留郷所（村の所在地にある地方両班らの協議機構あるいは事務所）などの機構を運営して郷約を施行した。

京在所というのは、高麗の事審官（名譽職地方治者）制度を受け継いだ在京官僚らの関連地方に対する人事・力役（賦役）・貢賦・租税・治安問題を諮問する機構であった。事審官は地方民を搾取していると言われて、1318年（忠樂王5年）に廃止されたが、権豪（地方勢力家）らの中に事審官を自称する輩が多かったため、これは朝鮮時代の京在所に継承された。しかし、高麗の事審官は豪族的な性格が強かったのに対して、朝鮮時代の京在所は官僚的な性格が強かった。京在所は在京官僚らの郷村自治の諮問機関として、觀察使や守令の地方統治組織とは別に、京在所や留郷所の地方支配組織を持っていた。

京在所は、該当の地方の在地士族（local elite）らで構成された留郷所を従えていた。ゆえに、留郷所を分京在所とも言った。留郷所の郷任（役員）は、京在所員の裁可を受けて任命するようになっていたし、該当の地方統治にも積極的に干与していた。だから、京在所が主で、留郷所は従であったともいえるだろう。それだけではなく、京在所は留郷所とともに郷吏勢力を規制した。高麗時代の事審官は郷吏勢力と協力して地方統治に干与したのに対し、朝鮮時代の京在所と留郷所は郡県の事務を郷吏に任せるが、郷権の優位を占めるために郷吏とは対立していた。これは朝鮮初期国家の郷吏勢力抑圧政策の一環でもあった。

高麗時代から、郷村支配勢力は、国家から官品（官僚階級章）を受けた品官群と、そうではない郷吏群に両分されてきた。この中で、品官群は麗末鮮初の新興士大夫（new literati）勢力として成長し、朝鮮王朝の支配層になった。ここに朝鮮王朝の執権士大夫たちは、部民告訴禁止法（郷吏や民たちが自分の村の守令を告訴できないようにする方法）・郷吏の大幅な人事異動、元悪郷吏処罰法など、国家政策として郷吏勢力を抑制し、中央執権体制を確立しようとした。それだけではなく、品官群を支援して、彼らが郷権を掌握できるようにした。したがって、朝鮮初期に非公認京在所が国家公認機構のように活動して、その麾下に高麗時代にはなかった留郷所を従えるようになったのである。

しかし、朝鮮王朝の中央執権体制が強化された朝鮮後期には、国家が郷村統治のために京在所と留郷所の力を借りる必要がなくなった。そして、経済的強制が弱化されて、経済的関係が強化されるようになった。よって、不在地主は在地地主へ、奴婢労働は雇傭労働へ変わっていった。それによって、京在所両班らの縁故地支配に対する執着が弛緩されて、彼らの在地性も稀薄になった。そして、1603年（宣祖36年）には京在所が廃止されてしまった。それだけ

ではなく、壬辰倭乱以後、守令権が強化され、在地士族が旧郷と新郷に分裂されて郷戦が起き、郷任の任命権さえ守令に戻されて、京在所の機能が有名無実になった。

京在所員は、新王朝建設に直接参加した執権官僚たち（居京品官）であった。それに比べて、留郷所を構成する閑良品官らは、そこから疎外された地方士族（留郷品官）らであった。執権官僚や閑良品官の中に、新王朝建設への参加派と非参加派の差はあったが、地方社会で郷吏勢力を押し、郷権を占めることには同調した。しかし、在地性は、閑良品官が中心になる地方士族が強く、執権両班らの中央執権体制強化には一定の抵抗を行ったりした。郡県改編の時がそうであった。執権両班らが後で勲旧派になったのに対し、留郷品官たちは後で士林派として成長し、朝鮮中期以後の士林政治を遂行するようになった。

執権両班らの中央政府では、郷吏（local functionaries）勢力を押しするために留郷品官たちと連帯していたが、留郷品官たちの強靱な在地性が中央執権化を阻害する時には、これらを牽制したりした。1406年（太宗6年）に留郷所を廃止し、明の申明停制度を真似して、1417年（太宗17年）2月に一時的に申明色制度を実施したことであるが、留郷品官たちが李施愛乱に協力したことを理由に、世祖が留郷所を一時的ではあるが廃止したことがその例である。もちろん、留郷所が国家の公式的な官僚機構ではなく、郷村自治機構であるから廃止されたとしても、その自治行為が消滅したわけではなかった。しかし、留郷所が郷村自治機構として目立つ活動をするためには、留郷所の復設（改めて設置する）が必要であった。そして、1488年（成宗19年）に留郷所は復設された。これは金宗直など士林派（Sarim: neo-confucian literati）の政治的進出とも一定の関係がある。

しかし、京在所の留郷所支配は続いた。留郷品官たちは、これに対抗するために独自に生員・進士たちで構成された司馬所（村にある進士と生員たちの協議機構あるいは会合所）を作ったり、中宗組己卯士林らを中心に郷約普及運動・郷飲酒礼・郷射礼・社倉制などを強化するに至った。そして、士林派らが政権を取った宣祖朝には、留郷所の活動が全盛期を迎えるようになった。

しかし、17世紀以後、中央執権体制が強化されると、留郷所の郷任は、京在所ではなく守令が任命するようになり、留郷所の郷庁は守令に隷属する地方官府の下僚（下級官吏）の地位に転落するようになった。

一方、16世紀以後、郷村社会には郷約が実施され始めた。郷約は宋の藍田（地方名）に住んでいた呂氏門中が作った呂氏郷約（Village Code of Yu's）から淵源されたが、朝鮮中期以後に実施された郷約の模本は、朱子がこれを増損した朱子増損呂氏郷約（Village Code of Chu Hsi）であった。

しかし、中国と習性・気習・風土が違う朝鮮で中国郷約をそのまま実施することは難しかった。そして、名称だけ郷約という名前をそのまま使ったり、他の用語に変えて書いたり、中国郷約の内容を全然受け入れなかったり、一部だけ受け入れたり、非常に多くを受け入れたりした。韓国は韓国なりに、郷憲（郷村の規約）、香徒（郷村の東帝祭祀のための組職）、契、ドゥレ（農村の労働協力組職）などの郷村共同体の組職と規約を持っていた。したがって、郷約は郷村の規約という意味で使ったりした。だから、郷約と言えはすぐ呂氏郷約や朱子増損呂氏郷

約をいうと誤解してはいけない。郷約という名前は同じであるが、実行主体・実行目的・実行時期によって内容がいくらかでも変わることがありうるのである。士族（Confucian literati）が主体になる時には士族郷約・郷規になり、守令が主体になる時には守令郷約になり、洞・面・里・村などの共同体の団合と秩序を維持するために実施されれば、洞約（町内自治規約）・面約・里約・村約になるのである。何故ならば、郷約の性格は、郷規や郷約という名称よりも、その主体と内容・目的がもっと重要であるからだ。だから、朝鮮時代の郷約は、士族郷約・守令郷約・洞里郷約に概ね区別した方が良さそうである。

士族郷約は郷会（郷村自治会議）を中心に運営され、その構成員を郷員、その名簿を郷案といい、その経費調達は郷契によって充当された。契は会議の会費に運用されたり、一定の基金を持ってその利子に運用されたりした。したがって、目的事業に契という名を付けて使ったりした。郷約・洞約・村約・宗約を郷契・洞契・村契・宗契に変えて呼んだりするのもそのためである。

留郷所は郷会議行政機構に過ぎず、留郷所の庁舎を郷庁と言った。留郷所の座首・別監など、郷任は名望をたくさん受ける郷員を選抜した後、京在所の裁可を受けなければならなかった。郷会議代表は、郷執綱（郷先生・郷首・郷老・郷大夫）として、年上で徳の高い人が推戴されたし、任期もないので、一郷の世論を左右した。郷執綱は、郷任を通じて郡県の人事・租税・力役・貢賦などの行政業務に干与し、郷案に登載された郷内の人だけではなく、登載されていない郷外人の仕事にまで干与したこともあった。郷員は、内郷・外郷・妻郷など3郷を考慮して、士族だけが一定の審査を通してなることができた。

士族郷約では、郷飲酒礼・郷射礼・春秋講信（会議の集まり）・社倉制を実施して郷員間の団結と秩序をはかり、郷村教化に力点を置いていた。退溪・栗谷の郷約は士族郷約の模本になった。しかし、壬辰乱以後、地方社会に旧郷（郷村の既得権勢力）と新郷（郷村の新興勢力）の区分が生じて郷戦が起き、守令が密かに新郷の肩を持つようになると、士族郷約は危機を迎えるようになった。そして、旧郷たちは郷案から出て、別に儒案を作ったりした。郷案罷置（既存郷案を無くして新たに郷案を作って保存する）がそれであった。朝鮮初期に、執権官僚たちは、郷吏を押すために地方士族である品官群を支援したが、郷吏勢力が弱化された朝鮮後期には、郷村支配の中心勢力である旧郷を押し、新郷を支援し、執権化政策を追い求めるようになったのである。

州郡郷約は、守令が中心になり、道・郡県・面・里・洞単位で実施された郷約であった。これは中央政府の郡県・面里制強化と郷村教化政策の一環でもあった。州郡郷約（村の郷約）は、士族郷約が優勢であった朝鮮中期には、士族たちの非協力で大きな成果をおさめることができなかったが、守令権が強化された17・18世紀以後には広く流行した。守令権を強化するために、守令は、守令に協調的な新郷の郷庁と郷吏の作庁（郷吏らの協議機構あるいは事務所）を支援して、旧郷を牽制しようとした。そして、留郷所の郷庁は新郷の占める割合が高くなる代わりに、郷庁の郷任は完全に守令の管轄下に編入されていった。

洞里郷約は州郡郷約の一環で実施された。しかし、洞里郷約にはさらに二つの特徴が加味されていた。一つは共同納（税金や費用を共同で納付）の問題で、もう一つは村落に自生的にず

いぶん前から伝えられてきた香徒・契・ドゥレ・洞祭など共同体組織との結合問題である。1711年（樂宗37年）、良役変通節目の里定制も租税・還穀・力役の共同納を目的に実施されたのである。官では民庫を設置して村落の共同納を支援したりした。

しかし、共同納は、族徴（未納の税金を親族たちに納付させた）・隣徴（未納の税金を近隣の人々に納付させた）の弊害と下層民たちの不公平な負担のため、三政の紊乱（田税・軍役世・還穀制度の紊乱と腐敗）と民乱の原因となった。このような同里郷約には士族たちの上契と下層民の下契が合されていたから、自然にその負担が下層民たちに集中したのである。

また、同里郷約は、香徒・郷徒・村契・洞契など伝統的な村落共同体の契規約に基づいて実施されていた。このような郷村契規約は、頻繁な凶年と外侵にもかかわらず、相扶相助の精神に基づいて、韓民族が今日まで綿綿として生き残れるようにした生活共同体であった。しかし、このような郷村契規約は慣習的に運営されてきたため、今伝えているものは珍しく、士族たちの洞約（契）にその片鱗が伝えられているだけである。

## 【Abstract】

# On the Yangban's Local Ruling and the Village Code (郷約) in the Choson Dynasty

LEE Song Mu

National Institute of Korean History

The Yangban (兩班), the ruling class of villages in the Choson dynasty, operated organizations such as the Kyongjaeso (京在所, Capital Liaison Office, an office built in the capital "Seoul" for the rural Yangban posted at high government offices) and the Yuhyangso (留郷所, a council or office in local villages for the local Yangban to gather) and enforced the village code.

The Kyongjaeso was established for the bureaucracy based in Seoul to consult on matters such as personnel affairs, offerings to the state, tax and public order in rural areas. The Kyongjaeso had command over the Yuhyangso of each region, which were organized with the local elites. For such aspects, the Yuhyangso was also called the branch Kyongjaeso. While the Koryo Sasimgwan cooperated with the local natives to govern the rural areas, the Choson Kyongjaeso and Yuhyangso left the Gunhyun (郡縣, county and prefecture) affairs to the local natives but at the same time maintained the Hyanggwon (郷權). Such characteristics were due to the policies for suppressing the power of the local natives during the early Choson dynasty.

But as the centralized government system intensified after the seventeenth century the Suryong obtained authority to designate the Hyangim (郷任) of the Yuhyangso, which formerly

belonged to the Kyongjaeso. And the Yuhyangso local agency went under the control of the Suryong to be setback as a petty official.

Meanwhile after the sixteenth century village codes were enforced in rural villages. The first village code was the *Village Code of Yu's* (呂氏郷約) made by the Yu clan (呂氏) who lived in Lantian (藍田) of the Song (宋) dynasty. However the village code that was enforced in the mid Choson dynasty originated from the modified version *Village Code of Chu Hsi* (朱子增損呂氏郷約) written by Chu Hsi.

The Confucian Literati Village Code was operated mainly by the Hyanghoe (鄉會, the village self-administration council) which was composed of Hyangwons (鄉員). The list of the Hyangwons was called the Hyangan (鄉案). The fund for running the organization was raised by the Hyangkye (鄉契). The Kye (契, mutual assistance association) was generally run with membership fees or by fund interest. A Kye could be organized by adding "Kye (契)" after the name of a project or business. This is why the village code (郷約), Dong village code (洞約), Ch'on village code (村約) and the Jong village code (宗約) are also called Hyangkye (鄉契), Dongkye (洞契), Ch'onkye (村契) and Jongkye (宗契).

The Chuhyon village code (州縣郷約) was enforced in the district units do, Gunhyon, Myon, Ri and Dong under the management of the local prefect. It was mainly purported for intensifying the government Gunhyon and Myonri (面里) systems and for educating the rural residents. The Chuhyon village code was not practiced efficiently during the mid Choson dynasty when the Confucian literati village code flourished due to the uncooperative manner of the Confucian literati. Then as the local prefect's authority was reinforced in the seventeenth and eighteenth centuries, the Chuhyon village code became popular.

The Dongri village code (洞理郷約) was part of the Chuhyon village code (州縣郷約). But it had two factors which differed from the Chuhyon village code. One was the matter of joint payment (共同納, joint payment of taxes and expenses) and the other, the matter of combining with the traditional community organizations such as the Hyangdo (香徒), Kye (契), Ture (투리) and Dongje (洞祭). The Yijong system (里定制) from the Articles for Appropriate Management of Military Services by Freeborn (良役變通節目) was also purported for joint payment of tax, grain exchange and draft labor. The government also built a Mingo (民庫, a warehouse for storing money and grain collected from rural residents to be used by local offices) to promote joint payment.